

## 《ステップ6》

### 実際に各人が納税すべき相続税の計算

納税すべき相続税は、《ステップ5》までで計算した相続税の総額を、実際に取得した財産を基にした各人の課税価格が課税価格の合計に占める割合であん分して計算します。

具体的には・・・、

《ステップ5》から続けて計算すると、

新たな設定として、

配偶者の取得した財産は「0円」、つまり、配偶者の課税価格は「0」とし、

子A、子Bはそれぞれ半分ずつ財産を取得して、各人の課税価格を1億4,800万円×1/2＝「7,400万円」とします。

すると、

○配偶者

$$\begin{aligned} & \text{相続税の総額 } 1,450 \text{ 万円} \times (\text{「0円」} \div 1 \text{ 億 } 4,800 \text{ 万円}) \\ & = \text{納税すべき相続税 「0円」} \end{aligned}$$

○子A

$$\begin{aligned} & \text{相続税の総額 } 1,450 \text{ 万円} \times (\text{「7,400万円」} \div 1 \text{ 億 } 4,800 \text{ 万円}) \\ & = \text{納税すべき相続税 「725万円」} \end{aligned}$$

○子B

=子A同様「725万円」

と計算されます。

また、配偶者と子A、子Bが均等に（1/3ずつ）財産を取得した場合は、相続税の総額1,450万円を各人1/3の割合で計算した483万円が納付すべき相続税として計算されます。

ここまで、ご理解いただけましたでしょうか？

つまり、実際に取得した財産の価額に応じた納税をするということなのです。

実際には、ケースに応じて各種「税額控除」を計算しますから、  
実際に納税すべき相続税は減少する余地が残されています。

例えば、上記の均等に取得したケースにおいては、「配偶者の税額軽減」を適用して483万円の全額が軽減されますので、配偶者の実際の納税額は「0円」となって、実際には子Aと子Bがそれぞれ483万円を納税することになります。

Q 配偶者は相続税が軽減される？

A 配偶者が相続や遺贈によって実際に取得した財産の価額が1億6,000万円以下である場合、または、課税価格の合計額に配偶者の法定相続分（例：子がいる場合は1/2でしたね）を掛けた金額以下である場合には、計算上、相続税がかからない仕組みになっています。

ということは・・・

《**ステップ5**》からの続きで、配偶者が1億4,800万円の全ての財産を取得して、子A、子Bは何ら財産を取得しないケースでは、配偶者の取得した財産は1億6,000万円以下ですので、実際に納税すべき相続税は「0円」、また、子A、子Bいずれも取得した財産は「0円」につき、実際に納税すべき相続税は「0円」となります。

つまり、このケースでは、相続人トータルで実際の納税額は「0円」となります。

ただし、配偶者がお亡くなりになった時の相続税の負担が増すリスクが高まってしまいます。